

大阪国際がんセンターにおける公的研究費の不正使用防止対策の基本方針

平成27年1月23日 最高管理責任者決定

平成29年3月25日 改正

平成30年11月1日 改正

「大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程」第4条第2項に掲げる不正使用防止対策の基本方針については、公的研究費の原資の大部分が貴重な税金であることから、その運営・管理については、適正に行わなければならない。

大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確にし、センター内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制整備を図る。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行ができるよう、実効性のあるチェックシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の使用ルール等を適切に情報共有・共通理解できる環境を整備する。
6. 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

大阪国際がんセンターにおける公的研究費の運営・管理の責任体系

根拠規程：大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程

○最高管理責任者	総長	
第4条 センターに、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。		
○統括管理責任者	臨床研究センター長	
第5条 センターに、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、臨床研究センター長をもって充てる。		
○コンプライアンス推進責任者	病院長 がん対策センター所長 研究所長 次世代がん医療開発センター所長 事務局長	
第6条 各部署における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、次号の者をもって充てる。		
	所 属	職 名
○コンプライアンス推進副責任者	病院	副院長 看護部長 薬局長
	がん対策センター	—
	研究所	—
	次世代がん医療開発センター	—
	事務局	—
第6条第3項 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。		